

国・熊本県 給付金のご紹介 (令和3年6月10日(木) 12:00時点)

※下記の各種給付金に関するご不明な点は、荒尾商工会議所までお気軽にお問い合わせください。(代表:0968-62-1211)

給付金名称	給付元	給付金額	対象条件	申請方法	申請期間	必要書類	給付金事業内容詳細	申込に関する問い合わせ先								
<p><b>月次支援金</b></p> <p>※下記の時短要請協力金の対象にならない事業者</p>	国	<p>●法人: <b>上限20万円/月</b></p> <p>●個人事業者等: <b>上限10万円/月</b></p> <p>※給付額 2019年又は2020年の基準月の売上 - 2021年の対象月の売上</p>	<p>●対象月の緊急事態措置又はまん延防止等重点措置に伴う飲食店の休業・時短営業または外出自粛等の影響を受けた事業者</p> <p>●2019年比または2020年比で、2021年の4月以降の任意の月の売上が50%以上減少した事業者</p> <p>※対象措置に伴う飲食店の休業・時短営業又は外出自粛等の影響を受けて売上が50%以上減少していなければ対象外。 ※地方公共団体による休業又は時短営業の申請に伴う協力金の支給対象の事業者は給付対象外。</p> <p>など</p>	<p><b>電子申請のみ</b> ※郵送等での対応は行っておりません ※一時支援金を受給された方は、改めて事前確認を登録確認機関で行う必要はない。</p> <p>(1)月次支援金事務局が設置する予定のWEBページにてアカウントの登録 (2)申請に関わる基本情報を記載の上、必要書類を添付 (3)申請 ※オンラインでの申請が困難な方向けに申請サポート会場を設置予定。 ※不正受給や誤って受給してしまうことへの対応として、申請予定者が①事業を実施しているか②一時支援金の給付対象等を正しく理解しているか等を「登録確認機関」が事前確認を行う</p>	<p>●2021年 4月分 2021年 6/16(水) ~8/15(日)</p> <p>●2021年 6月分 2021年 7/1(木) ~8/31(火)</p>	<p>※一時支援金を受給された方は、下記の必要書類の中で、売上台帳と宣誓・同意書のみを提出で申請可能</p> <p>●確定申告書:2019年及び2020年の確定申告書 (※税務署の受付印があるもの。または電子申告の「受信通知」を添付すること)</p> <p>●売上台帳:2021年の対象月の売上台帳</p> <p>●宣誓・同意書:月次支援金申請の際に入力項目として必須。</p> <p>●個人事業者等の場合: 本人確認書類(運転免許証、マイナンバーカード等)</p> <p>●法人の場合:履歴事項全部証明書</p> <p>●通帳:銀行名・支店番号・支店名・口座種別・口座番号・名義人が確認可能なページ</p> <p>●各業種ごとに保存すべき証拠書類 など</p>	 <p>こちらのQRコードを読み取るか「月次支援金申請」と検索してください</p>	<p>●申請者専用 0120-211-240</p> <p>・I P電話 03-6629-0479</p> <p>・相談窓口の受付時間 8:30~19:00 (土日、祝日含む全日対応)</p>								
<p><b>時短要請協力金</b></p> <p>※条件を満たしている飲食店のみ</p>	熊本県	<p>1店舗、1日当たりの支給額 &lt;中小企業(売上高方式)&gt;</p> <table border="1"> <tr> <th>前年度又は前々年度の1日あたりの売上高</th> <th>1日あたりの給付額</th> </tr> <tr> <td>8万3,333円以下 (年間:~約3,000万円)</td> <td>2万5,000円</td> </tr> <tr> <td>8万3,334円~25万円 (年間:約3,000万円~約1億円)</td> <td>前年度又は前々年度の1日あたりの売上高の3割</td> </tr> <tr> <td>25万円超 (年間:約1億円~)</td> <td>7万5,000円</td> </tr> </table> <p>※1日あたりの売上高の計算方法 前年度又は前々年度の確定申告書の控え等に記載された時短要請月と同じ月の売上高÷当該月の日数</p> <p>※上記の他に &lt;大企業(売上高減少方式)&gt; 計算方法があります</p>	前年度又は前々年度の1日あたりの売上高	1日あたりの給付額	8万3,333円以下 (年間:~約3,000万円)	2万5,000円	8万3,334円~25万円 (年間:約3,000万円~約1億円)	前年度又は前々年度の1日あたりの売上高の3割	25万円超 (年間:約1億円~)	7万5,000円	<p>①時短要請期間:令和3年5月6日(木)午後9時~令和3年5月16日(日)午前5時 ・午後9時以降も営業している酒類等を提供する飲食店等 ・営業時間を午前5時から午後9時まで(酒類提供のオーダーストップは午後8時30分まで)の営業時間短縮に全面的に協力いただいた方</p> <p>②まん延防止等重点措置区域指定後の時短要請期間:令和3年5月16日(日)午後8時~令和3年6月13日(日)午後12時 ・午後9時以降も営業している飲食店等 ・営業時間を午前5時から午後9時まで(酒類提供・持込は午後8時30分まで)の営業時間短縮に全面的に協力いただいた方</p>	<p>(1) 郵送 6月14日(月)以降</p> <p>&lt;宛先&gt; 〒862-8570 熊本県商工政策課 時短要請協力金係 (※住所記載不要)</p> <p>(2) 電子申請【準備中】</p>	令和3年6月14日(月)以降	<p>※下記の書類に関しては、確定ではありませんが参考にしてください。</p> <p>●申請書(様式1)</p> <p>●誓約書(様式2)</p> <p>●食品衛生法の飲食店営業許可証又は喫茶店営業許可証の写し</p> <p>●確定申告書(原則として税務署の受付印又は電子申告の受信通知のあるもの。法人事業概況説明書(月別売上高、業割割合)、青色申告決算書(月別売上高)等の写しを含む。ただし、令和2年以降に開業し確定申告を行っていない場合は売上台帳の写し。)</p> <p>●店舗若しくは事業部門ごとの月別売上高が確認できる書類等の写し(売上帳簿等の写しを含む)</p> <p>●対象期間に全面的に応じたことが確認できる書類(時間短縮営業のお知らせ(様式3-1)または休業のお知らせ(様式3-2)を店頭に掲示している写真)</p> <p>●「熊本県感染防止対策ステッカー」(チェックリストを含む)又は「熊本市感染拡大防止実践店ステッカー」を店舗に掲示している写真</p> <p>●振込先口座の通帳のオモテ面、通帳を開いた1・2ページ目の両方の写し(原則申請者名義)</p> <p>●営業実態確認書(様式4)</p> <p>●酒類提供が確認できる書類(メニュー表の写しなど)</p>	  <p>売 場 で 索 引 し て く だ さ い</p>	<p>●熊本県 時短要請協力金 相談窓口 096-333-2828</p> <p>・受付時間:9:00~17:00 (月曜から金曜、土日祝日は除く)</p>
前年度又は前々年度の1日あたりの売上高	1日あたりの給付額															
8万3,333円以下 (年間:~約3,000万円)	2万5,000円															
8万3,334円~25万円 (年間:約3,000万円~約1億円)	前年度又は前々年度の1日あたりの売上高の3割															
25万円超 (年間:約1億円~)	7万5,000円															
<p><b>一時金</b></p> <p>まん延防止等重点措置の適用等により大きな影響を受けた中小事業者等への支援</p>	熊本県	※詳細については、後日発表があります	※詳細については、後日発表があります	※詳細については、後日発表があります	※詳細については、後日発表があります	※詳細については、後日発表があります	※詳細については、後日発表があります	※詳細については、後日発表があります								